

平成30年度大学等向け安全保障輸出管理説明会

大学における安全保障輸出管理

どうすれば上手くていいの！／実践での活動事例のご紹介

平成30年10月5日(金)

中部経済産業局総合庁舎1F会議室

静岡大学

安全保障輸出等管理室

経済産業省 安全保障輸出管理アドバイザー

古澤 敏雄

*この資料に掲載の内容及び今回のセミナー中の意見に関する部分は講師の個人的見解によるもので所属する団体等には、一切関係ありません。

本日の説明内容

1. 大学における安全保障輸出管理
はじめに！
2. 活動事例のご紹介
 - * 静岡大学の安全保障輸出管理の概要
 - * 具体的活動内容のご紹介
3. 大学の輸出管理 ここがポイント
4. まとめ、結びに！



輸出管理の担当をして最初に感じる事、一つは“該非判定を含めて業務を任せられたけれどちゃんと出来るかしら？”二つ目には“手続き等の対応が上がってこないけど見えないところで輸出等(技術の提供)が生じているんじゃないかな“大丈夫なのかな！”と。教職員が日頃行なっている業務が輸出等に当たるか否かの確認とその際の然るべく対応や手続きが遺漏無くできているのかが先ずは心配の種だと思います。

大学の輸出管理

外為法の概要
輸出管理の必要性
体制構築のノウハウ

何故難しい(と感じる)のか
どうすれば上手く(業務を推進)出来るのか

実践での活動事例

皆さんの今後の活動に少しでもお役に立つ
ことができれば、ご参考になれば幸いです。



1. はじめに！

大学における安全保障輸出管理
* どうすれば上手く出来るの！

コミュニケーションの重要性

無人ヘリの無許可輸出未遂事件とコミュニケーション

法令の勉強、国際レジーム(MTCR)も注視、優秀な技術者

独自判断・情報不足・未確認対応等が――

良好な信頼関係や情報ネットワーク

大学は狙われやすい？(不正調達的手段に巻き込まれない！)

輸出管理が進んでいる大学では、「ここが上手く出来ている」

(関連する全てのステークホルダー)

1. 教職員(研究員・学生含む)
2. 学内の各部門
3. 関係機関
4. 他校等情報ネットワーク 等々

自己紹介を兼ねて

2006年5月からヤマハ発動機(株)東京事務所渉外担当部長兼安全保障貿易管理本部主管、企業の輸出管理担当者の一員として従事。2014年8月から静岡大学安全保障輸出等管理室に勤務して現在に至る。
前職の東京駐在時代、ヘリ事件の収拾を含めた折衝業務とその後の輸出管理業務の推進に向けて活動してきたが当局との対応を通じて“あの事件“が起きてしまった要因が何であったのかを常に考えてきた。



輸送機器メーカーY社
産業用無人ヘリの無許可輸出未遂により
外為法違反容疑で同社社員3人が逮捕
2007年 2月23日

2. 取組み事例のご紹介



静岡大学の安全保障輸出管理

- * 静岡大学の概要
- * 体制構築の経緯・体制表・業務分担
- * 輸出管理規則と手続取扱要項
- * 活動概況

◎具体的活動内容

海外出張の事前確認

輸出管理チェックフロー

輸出等相談受付表 ・他



静岡大学概要紹介

1. 静岡キャンパス(静岡県静岡市)

人文社会科学部、教育学部、理学部、農学部
グリーン科学技術研究所

* 大学院: 9研究課



2. 浜松キャンパス(静岡県浜松市)

工学部、情報学部、電子工学研究所



(2018年4月1日現在)

(教職員数) **1,157**名

内訳: 教員 **832**名(外国人**39**名) 職員 **318**名

外国人研究者 **33**名

(学生数・留学生数)

学部学生 : **8,585**名

研究・科目履修生等 : **87**名

大学院生 : **1,626**名

留学生数 **430**名

(**31**ヶ国・地域)

留学生募集拡大

ABP(アジアブリッジプログラム)

タイ、インドネシア、ベトナム、インド

浜松キャンパス

静岡キャンパス



安全保障輸出管理体制・構築の経緯

【立ち上げから現在までの主な活動】

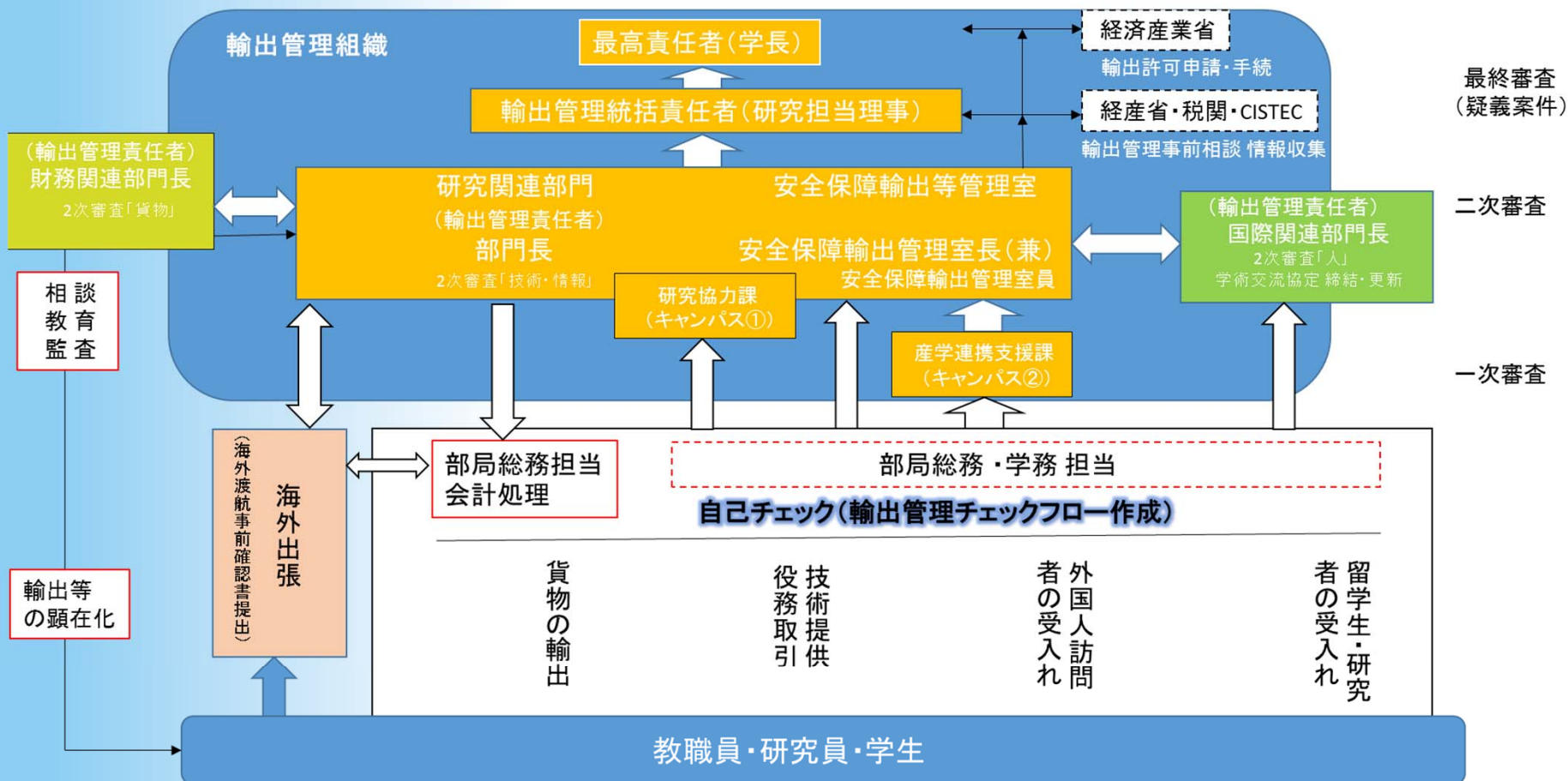
2007～	経済産業省、文部科学省から大学等の研究機関への連絡・通知 注1
2008. 03	学長指示 安全保障輸出管理に関する周知徹底
2010. 03	安全保障輸出管理WG設置～WGによる会議開催
2011. 04	静岡大学安全保障輸出管理規則、安全保障輸出管理に係る手続等取扱要項制定
2012. 03	安全保障輸出等管理室立ち上げ（学内より専任者を登用）
2012. 03	教職員用パンフレット作製、学内専用HPを開設（輸出管理手続きの周知）
2012. 04	安全保障輸出管理説明会開催（経産省ご担当者の講演）
2014. 08	輸出管理新体制による活動開始（学外より専任者）
2014. 09	輸出管理担当者会議（毎月）開催
2014. 04	会計システムと連動した海外渡航事前確認システム推進
2015. 04	新任教員研修時の輸出管理説明開始
2015. 09	全学輸出管理説明会実施
2015. 10	学部総務担当者向け輸出管理説明会実施（輸出管理業務支援依頼）
2015. 04	留学生、研究者受け入れに関して学内担当部署との連携強化
2015. 04	静大TVによる輸出管理啓蒙ビデオ作製～放映
2016. 04	申請・手続様式見直し、パンフレット修正、ハンドブック休止
2016. 09	海外渡航事前確認書のコレポン対応開始
2016. 10	安全保障輸出管理（法令と手続き）に関するアンケートを実施
2017. 04	活動内容の分析、研究室毎チェックシート作成

1. 体制構築はトップの指示（トップダウン） 2. WGの設置（規程制定、様式、パンフレット、HP等作製） 3. 輸出管理部門の明確化（輸出管理室設置：学内から専任者を登用） 4. キャンパス制を推進。国際担当部門との連携、総務担当者の協力を得て活動を推進 5. 運用開始（専任担当者の学外への異動により外部より専任者を起用） 6. 運用促進（リスク管理と業務の簡素化の両立を図り、効率のよい活動を目指し現在に至る）



輸出管理体制と手続きの流れ

担当部門、担当者の
業務分担の明確化！



海外出張事前確認(一括対応)

* 内容確認の過程(教員との)でコミュニケーション(教育・啓蒙に繋がる)が出来る。

* 審査の進め方は**対応件数次第**では、事務部門による**対応も十分可能**

(事前確認、相談、該非・取引審査、監査)



輸出管理規則と手続取扱要項

静岡大学安全保障輸出管理規則

安全保障輸出管理規則

○静岡大学安全保障輸出管理規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学(以下「保障輸出管理」を適切に行うため必要な事項を定める維持並びに学術研究の健全な発展に寄与すること(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の

(1) 教職員 本学の役員、教員、職員、研究員を

(該非判定)

第9条輸出教職員は、前条の規定による輸出管理チェックフローにより該非判定が必要と認められる場合は、該非判定申請書及び輸出管理チェックフローとともに輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の該非判定申請書等の提出があったときは、該非判定を行い、その結果を輸出教職員に通知するものとする。

3 該非判定に関し必要な事項は、別に定める。

(取引審査)

第10条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第11条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第12条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第13条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第15条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第16条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第17条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

(外為法等に基づく許可の申請等)

第18条輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票及び輸出管理統括責任者に提出するものとする。

2 輸出管理統括責任者は、前項の取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知する

3 取引審査に関し必要な事項は、別に定める

静岡大学安全保障輸出管理に係る該非判定及び取引審査等手続取扱要項

安全保障輸出管理に係る該非判定及び取引審査等手続取扱要項

○静岡大学安全保障輸出管理に係る該非判定及び取引審査等手続取扱要項 (平成29年3月16日要項第3号)

(目的)

第1条 この要項は、静岡大学安全保障輸出管理規則(以下、「管理規則」という。)第10条及び第11条の規定に基づき本学の輸出教職員が輸出等を行う場合に必要

な手続を定める。

(輸出等の事前チェック)

第2条輸出教職員は、次の各号に掲げる輸出等を行おうとするときは、管理規則第9条に規定する輸出管理チェックフロー(別紙様式1)により、外為法等に基づく

経済産業大臣の輸出許可(以下「輸出許可」という。)が必要かあらかじめ確認

しなければならない。

(1) 非居住者に対する研究施設の案内及び本邦の内外においてリスト規制または

キャッチオール規制に該当する可能性のある技術(以下、「機微技術」とい

う。)の提供を行う場合

(2) 本邦へ入国後8月を経過していない外国人留学生又は外国人研究生等に対して

機微技術の情報等を用いて授業・研究指導を行う場合

(3) 本邦の内外において非居住者と機微技術に関する打合せ又は会議を行う場

合

(4) 海外の大学、研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合

(5) 本邦の内外の非居住者に宛てた電子メール、ファクシミリ等に機微技術に

関する資料、図面、データ若しくはプログラムを記載し、又は添付して送信す

る場合

(6) 研究等に必要の機器の発注に際して海外の企業等に所属する非居住者に対

し機微技術を含む仕様書、図面、データ等を送付する場合

(7) 研究等に必要の測定器等の機器、研究材料等を貨物として輸出し、又は手

荷物として国外に持ち出す場合

(8) ソースコードが公開されているプログラムを提供する取

扱

要項

第3条この要項は、静岡大学安全保障輸出管理規則(以下、「管理規則」という。)第10条及び第11条の規定に基づき本学の輸出教職員が輸出等を行う場合に必要

な手続を定める。

(輸出等の事前チェック)

第2条輸出教職員は、次の各号に掲げる輸出等を行おうとするときは、管理規則第9条に規定する輸出管理チェックフロー(別紙様式1)により、外為法等に基づく

経済産業大臣の輸出許可(以下「輸出許可」という。)が必要かあらかじめ確認

しなければならない。

(1) 非居住者に対する研究施設の案内及び本邦の内外においてリスト規制または

キャッチオール規制に該当する可能性のある技術(以下、「機微技術」とい

う。)の提供を行う場合

(2) 本邦へ入国後8月を経過していない外国人留学生又は外国人研究生等に対して

機微技術の情報等を用いて授業・研究指導を行う場合

(3) 本邦の内外において非居住者と機微技術に関する打合せ又は会議を行う場

合

(4) 海外の大学、研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合

(5) 本邦の内外の非居住者に宛てた電子メール、ファクシミリ等に機微技術に

関する資料、図面、データ若しくはプログラムを記載し、又は添付して送信す

る場合

(6) 研究等に必要の機器の発注に際して海外の企業等に所属する非居住者に対

し機微技術を含む仕様書、図面、データ等を送付する場合

(7) 研究等に必要の測定器等の機器、研究材料等を貨物として輸出し、又は手

荷物として国外に持ち出す場合

(8) ソースコードが公開されているプログラムを提供する取

扱

(規則)

1. 輸出者等遵守規準をベース・なるべくシンプルに

(手続取扱要項)

2. 管理規則の細則として制定
 - ・事前確認・該非判定・取引審査の対応を詳細に記述
 - ・審査プロセスの正確性重視
 - ・担当者の交代を踏まえ、対応方法を明確化

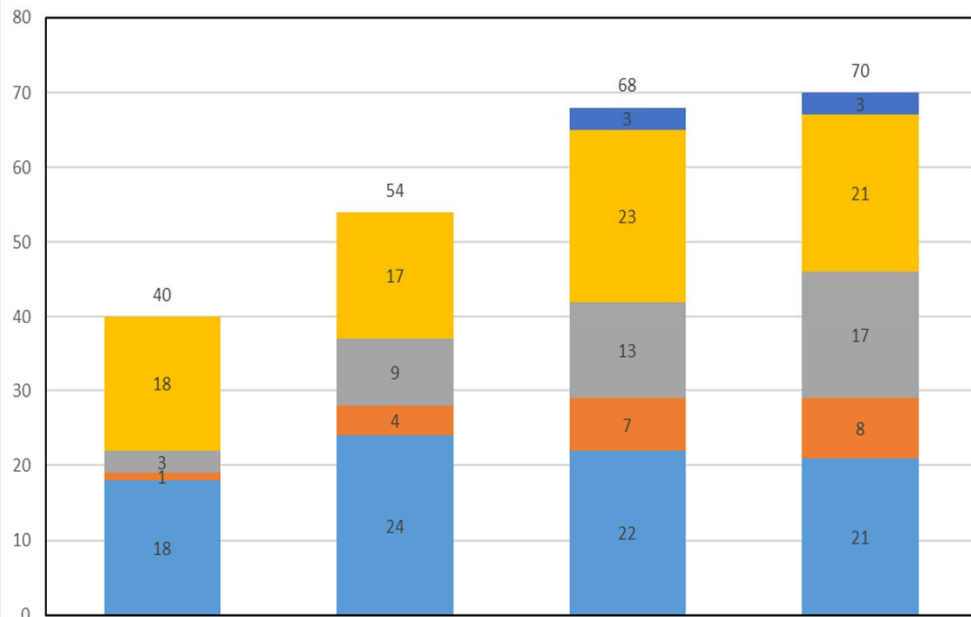
3. 規則、要項に則って各種審査様式を準備(付則に各種様式)





安全保障輸出管理 活動概況

輸出管理手続き実施件数



手続き区分 1. 青:貨物輸出 2. 赤:技術提供 3. 灰:留学生等受入れ
 4. 橙:学術交流 5. 紺:その他

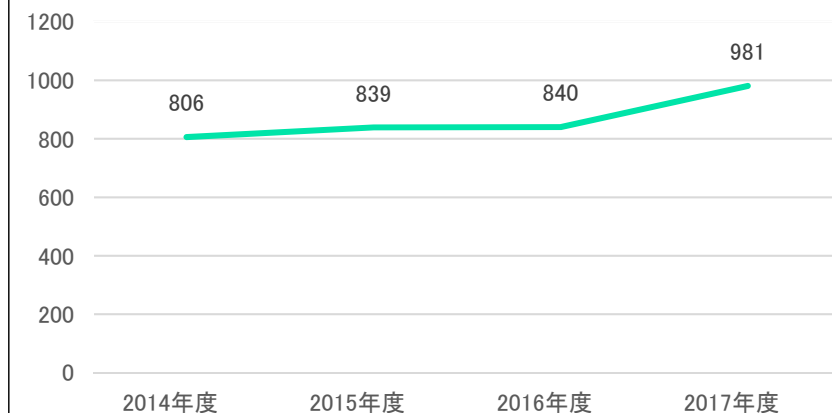
(項目毎分類) メール・電話の相談対応は含まず(審査手続き実施分)

1. 貨物の輸出・・・横ばい
2. 役務(技術・情報)提供・・・増加
3. 外国人留学生・研究者等受入れ・・・急増
4. 学術交流協定締結時の懸念事項の確認注2
5. その他 ①輸出許可・役務取引許可申請 ②貨物の輸入
③外務省からの照会(国費留学生推薦者)対応注3

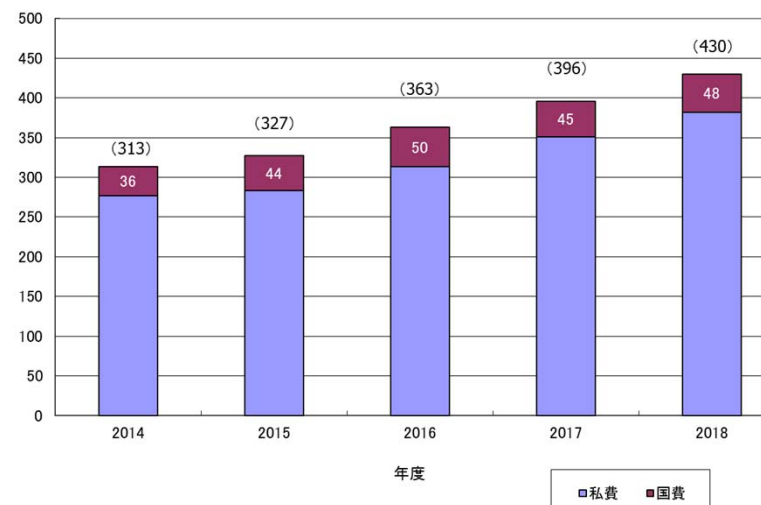
合計 232件 60件/年 5~6件/月

6. 海外渡航事前確認書の審査業務
800~900件/年 月平均 70~80件

海外出張者事前確認数



留学生数の推移



* 具体的活動内容のご紹介



これから取り組みを始める大学や運用が上手くいっていないところでは、大学毎の実情にあった管理体制や活動が大事なポイントとなる。参考になるものが一つもあれば、ご活用頂き業務推進に結びつけて頂ければ幸いです

1. 海外（出張）渡航の事前確認書
2. 輸出管理チェックフローシート
3. 輸出等実施の際の手続きの流れ
4. 相談受付表と研究室毎チェックシートによるノウハウの蓄積と審査の精度アップ
 - * 分類、履歴の確認（管理項目）
 - * 管理票・学部毎（教育履歴）
5. その他
 - * 安全保障輸出等管理室のHP、輸出管理&手続きに関するアンケート、静大TV活用、新任教員研修、パンフレット等

◎今後の課題



- 1. 申請は全員(教職員、研究員、学生)
→内容の簡素化、記入項目の絞込み ----- →

- 1. 用務内容 2. 渡航先 3. 貨物の輸出 4. 技術の提供
- 5. (役務取引における)例外適用の確認

2. 会計処理システムを利用(旅費の精算と連動)

3. 確認方法には濃淡(実験系・非実験系 他)

* 輸出管理室内でダブルチェック

① 検印システム

4. 審査業務の流れ(メール対応)

① 確認報告(申請御礼)

② 詳細情報、不明点の確認

③ 輸出等手続き依頼

* 自己チェック(事前確認意識)

5. データ管理

* エビデンスの確保

① 個人毎の管理ファイル

② 全体管理のエクセルシート

* 監査の一環として

01人文		02教育		03情報		04理学		05工学		06農学		07創造		08電研		09グリーン		10国際		11イノベ		12グローバル		13その他																					
工学	0923	工学	0923	工学	0612	工学	0716	工学	0821	工学	0716	工学	0819	工学	0923	工学	0614	工学	0508	工学	0914	工学	0918	工学	0707	工学	0922	工学	0707	工学	0607	工学	0809	工学	0902	工学	0924	工学	0809	工学	0818	工学	0622		
リトアニア		リトアニア・ルーマニア		米国		中国		韓国		中国		米国		リトアニア		台湾		韓国		イタリア		イタリア		米国		リトアニア		米国		米国		中国		中国		スウェーデン		スペイン		中国		米国		豪州	

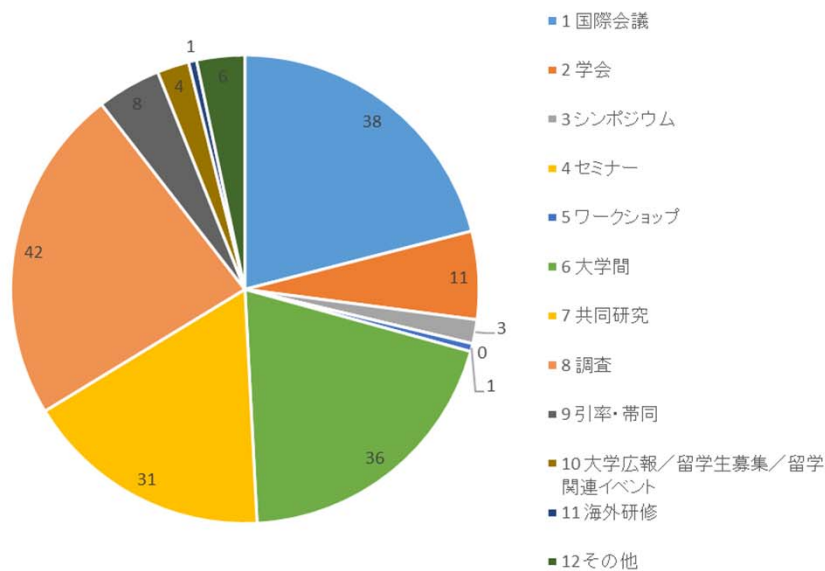
安全保障輸出管理に係る海外渡航事前確認書	
申請番号	S20170123456 会計システムにインプットと同時に申請
※財務会計システムの申請番号をご記入ください。	
渡航期間	2017年9月13日～20日
学部	工学
学科	工学
氏名	太郎 太郎
職名	教授
財務会計システムへのインプット内容と同様の場合は記入不要です。	
財務会計システムの記入例	
○国際会議(学会)に出席して研究論文を発表する	
○大学、研究所、企業と共同研究を行う(×共同研究の打合せ)	
○地域で地質調査(サンプルデータの収集と分析を共同研究先で行う)	
【用務先に関する情報】	
場合は、開催場所と学会名を記入してください。	
ドイツ、ルーマニア	
【輸出物品】	
付するもの(ハンドキャリーも輸出になります)をご記入ください。	
使用目的	
ノートパソコン等は市販されているレベル(スペック)のものは規制の対象外*メール確認等本人の使用の場合、研究試料や実験器具、調査資料を持ち出す場合は、事前に該非判定を実施。(例外適用の確認)	
*不明な場合は早めに連絡・相談	
【技術・情報提供】	
の提供を行う場合は、その内容をご記入ください。	
文等の発表で、例外規定が適用にならない場合は下記に内容をご記入下さい。	
おける技術情報の提供の有る場合 提供技術の内容	
技術提供に関しては、例外規定の対象になる場合があります。その場合は空欄もしくは“なし”と記入して下さい。	
*例外規定の解釈(適用)は、判断が難しい場合もありますので、対応には十分に注意が必要。判断に迷う場合は、早めに連絡・相談して下さい。	
既に事前手続をされている場合は記入不要。	
【送付・問い合わせ先】安全保障輸出等管理室 宛	
E-mail	Tel-054



チェック項目の分析

1. 海外出張の事前確認

2017年度 渡航目的用務内容区分表

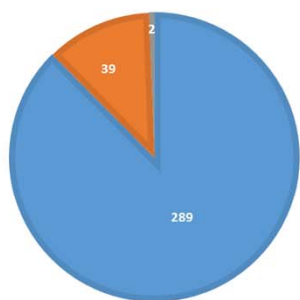


(毎月集計→月次報告:定点で分析評価)

用務内容では

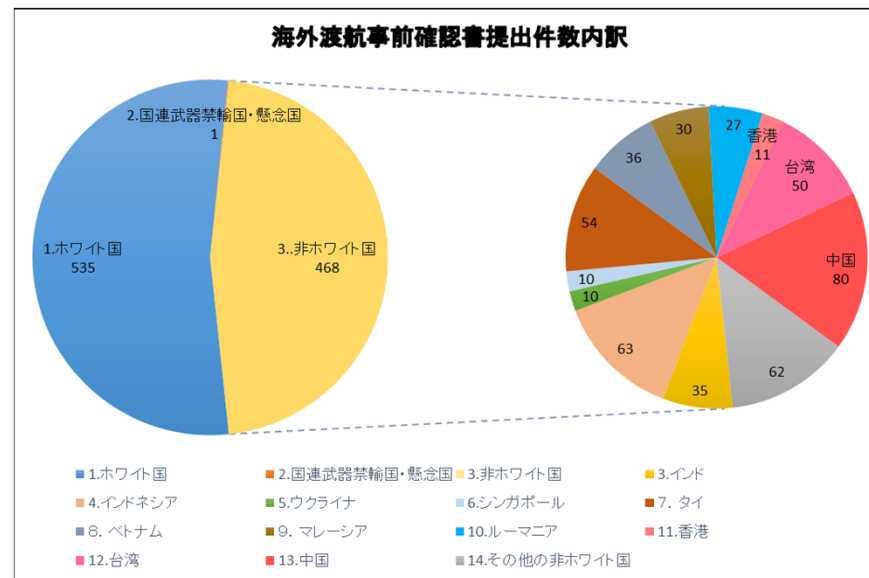
1. 国際会議、学会等への参加・発表の割合が高い
2. 共同研究時の技術提供
 - * 関連して実験に使用する試料等(持ち出し)
3. 大学間での交流
4. 調査での出張
 - * その際に測定器等を携行

輸出貨物手続き分類



貨物(ハンドキャリー)手続き分類

1. 殆んどが手続き不要 (ノートPC、デジタルカメラ等)
 2. 16項該当貨物
 3. キャッチオール対応
- * 渡航先・用務の確認



渡航先では

1. ホワイト国と非ホワイト国は半々
2. 中国とアセアン各国が多い



海外出張(渡航)事前確認の事例

2. 海外出張の事前確認

所属 氏名	渡航目的 用務内容	渡航先 用務先情報	輸出物品	技術・情報提供	確認事項
工学部 A教授	国際会議〇〇〇〇 2018にて 研究成果の発表	メキシコ 〇〇ホテル会議場	ノートパソコン	画像合成に関する研究 成果の発表	役務取引の例外規定適用 ①技術の公知化 * <u>不特定多数の参加確認</u> 注4
理学部 B准教授	共同研究	中国 〇〇交通大学 (交流協定締結)	MacBook Air 11 iPad Air iPad mini	代数学の研究: 2圏論的被 覆理論と導来同値	役務取引の例外規定適用 ② <u>基礎科学分野の研究</u> 注5
X研究所 C教授	〇〇に関する国際 シンポジウム 招待講演 質疑応答	マレーシア 〇〇コンベンション センター	DELL Latitude レーザーポインター	熱電物性に関する研究	役務取引の例外規定適用 ①技術の公知化 * <u>不特定多数の参加確認</u> * <u>大学向けQ&Aを引用</u> 注6
農学部 D講師	森林の林冠構造 調査	タイ・ベトナム 〇〇国立大学 〇〇森林研究所	レーザー 3D スキャナー (FARO社製)	なし	貨物の該非確認 ①メーカー該非判定書入手 判定内容確認~CA対応



海外出張(渡航)事前確認の事例

2. 海外出張の事前確認

所属 氏名	渡航目的 用務内容	渡航先 用務先情報	輸出物品	技術・情報提供	確認事項
工学部 E教授	論文作成のため 分析・評価	ベルギー 〇〇博士(研究室)	昆虫の標本	なし	輸出の可否確認(必要条件) 税関相談員制度活用 注7 小額貨物の適用 HSコードの確認も 農水省・植物防疫課対応不要確認
情報学部 F准教授	音声言語ワーク ショップ 研究成果の発表	中国 〇〇言語大学 情報科学部	なし	遠隔音声認識のアテンションモデルに関する研究	クローズドな会議か(YES) 技術の制非確認 CA対応:客観要件確認 ・内容、参加者リスト ・安全保障輸出管理チェック シート取得
教育学部 G教授	野外地質調査	イタリア 北部地域一帯	デジタルカメラ ノートパソコン マルチコプター	なし	貨物の該非確認 (事前確認:輸出管理 チェックフロー) 念のため客観要件確認 トランジット等貨物管理
Y研究所 H教授	大学間学術交流 に基づく 学生向けセミナー	インド 〇〇〇大学	ノートパソコン	“Science and Application of Nanotubes”	役務取引の例外規定適用 公知技術の提供 ・著書・既発表論文の確認



手続き要否の事前確認

2. 輸出管理チェックフロー & 輸出等の手続

輸出等が顕在化した時

1. 輸出管理チェックフロー提出

*** 研究者(教員)本人が実施!**

(例外適用等も同時に確認 注8)

2. 輸出等実施の際の手続きの確認 (チェックフローで判定)

① 手続き不要

各キャンパス窓口経由(直接)安全保障輸出等管理室へ送付

*** ダブルチェックとエビデンスの確保**

② 該非判定申請書作成

*** 各キャンパス窓口へ**

③ 相談窓口へ(フローの確認が不明な場合も)

(手続き不要の場合)

税関での対応(ハンドキャリーの場合)

*** 必要に応じて、証明書作成**

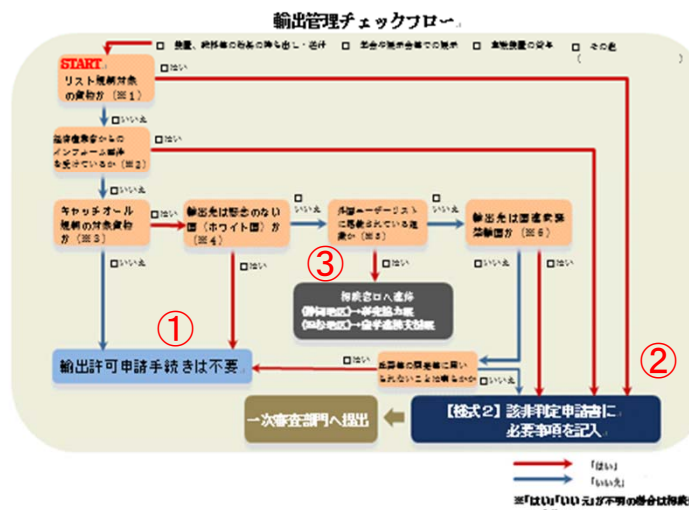
*** 託送品申告書: 様式(C-5340号)**

② 「物」に関する輸出管理チェックフロー

(事例: 海外の共同研究先へのサンプル提供、実験機器の輸出、研究資機材・試料等の携行等)

貨物については輸出令第4条、技術提供については貿易関係貿易外取引等に関する省令(貿易外省令)第9条に基づき、原則として許可申請が免除される場合があります。これを考慮し、下記のチェックフローを用いて事前チェックをお願いします。

申請日:	輸出等が決まったら即
申請者名:	所属:
提供技術又は輸出貨物の名称(聖名、等級など)	一般的名称
提供技術又は輸出貨物の仕様等	仕様が確認出来るもの: 数値化



- ※1 リスト規制対象の貨物か
・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/リスト規制(貨物)内容一覧をご参照下さい。
- ※2 経済産業省からのインフォーム要件を受けているか
・経済産業大臣から輸出許可申請すべき旨の通知を受けた場合は、フロー図にかかわらず、輸出許可申請が必要です。
- ※3 キャッチオール規制対象の貨物か
・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/キャッチオール規制16の項一覧を参照して、大量破壊兵器キャッチオール規制および通常兵器キャッチオール規制の品目に該当していないか、用途について問題はないか確認してください。
- ※4 輸出先は懸念のない国(ホワイト国)か
・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/ホワイト国、国連武器禁輸国を参照。
- ※5 外国ユーザーリストに掲載されている組織か
・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/外国ユーザーリストを参照。
- ※6 輸出先は国連武器禁輸国か
・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/ホワイト国、国連武器禁輸国を参照。



3種類の輸出管理チェックフロー

2. 輸出管理チェックフロー & 輸出等の手続

「物」に関するチェック

「技術」に関するチェック

「人」に関するチェック

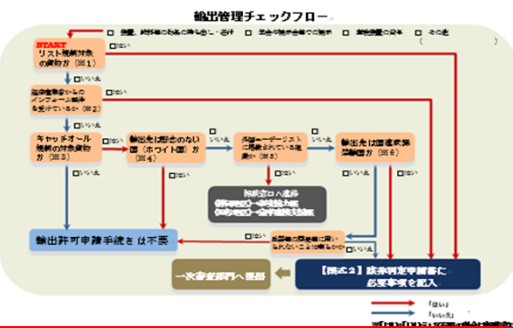
【別紙様式1】

② 「物」に関する輸出管理チェックフロー

(事例：海外の共同研究先へのサンプル提供、実験機器の輸出、研究資機材・試料等の携行等)

貨物については輸出令第4条、技術提供については貿易関係貿易外取引等に関する省令(貿易外省令第9号)に基づき、原則として許可申請が免除される場合があります。これを考慮し、下記のチェックフローを用いて事前チェックをお願いします。

申請日: 20XX年○月○日	申請者名: 安保 太郎 所属: ○○学部
提供技術又は輸出貨物の名称(型名、等級など)	
提供技術又は輸出貨物の仕様等	



- ※1 リスト規制対象の貨物か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/リスト規制(貨物)内容一覧をご参照下さい。
- ※2 輸出先がホワイト国(輸出先)に該当しているか?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/ホワイト国、国産品禁制品を参照。
- ※3 キャッチオール規制対象の貨物か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/キャッチオール規制16の項一覽を参照して、大量破壊兵器キャッチオール規制および通常兵器キャッチオール規制の両方に該当しているか、用途について関係ないか確認して下さい。
- ※4 輸出先は禁制品の国(ホワイト国)か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/ホワイト国、国産品禁制品を参照。
- ※5 外国ユーザーリストに掲載されている組織か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/外国ユーザーリストを参照。
- ※6 輸出先は国産品か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/ホワイト国、国産品禁制品を参照。

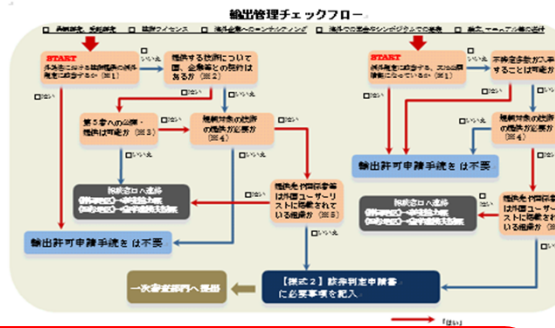
【様式1】

③ 「情報」提供に関する輸出管理チェックフロー

(事例：データの受け渡し、国際学会の発表・配布資料、技術説明、マニュアルの提供等)

貨物については輸出令第4条、技術提供については貿易関係貿易外取引等に関する省令(貿易外省令第9号)に基づき、原則として許可申請が免除される場合があります。これを考慮し、下記のチェックフローを用いて事前チェックをお願いします。

申請日: 20XX年○月○日	申請者名: 安保 太郎 所属: ○○学部
提供技術又は輸出貨物の名称(型名、等級など)	
提供技術又は輸出貨物の仕様等	



- ※1 技術の公開化(公刊の論文の提供)、基礎科学技術の研究、又は公開特許権等か?
 - ・公開論文や特許等で提供を行っているか確認してください。
- ※2 国、企業等の提供はあるか?
 - ・企業等との共同研究で秘密保持契約を結んでいる場合は、第3者への提供が可能な場合はご確認下さい。
- ※3 第3者への提供・提供先が特定可能なか?
 - ・企業等との共同研究で秘密保持契約を結んでいる場合は、第3者への提供が可能な場合はご確認下さい。
- ※4 提供対象の政府の組織、又は提供が必要か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/リスト規制(技術)内容一覧を参照。また、キャッチオール規制16の項一覽を参照して、大量破壊兵器キャッチオール規制および通常兵器キャッチオール規制の両方に該当しているか、用途について関係ないか確認して下さい。
- ※5 外国ユーザーリストに掲載されている組織か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/外国ユーザーリストを参照。

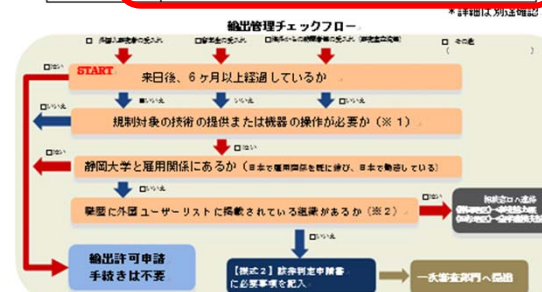
事前チェックの実施時期

① 国費留学生: 文科省から本学に打診があった時点、又は候補者を文科省に推薦する時点。
② 私費留学生: 入学試験の願書提出の時点。
③ JSPS外国人特別研究者の場合には、日本学術振興会(JSPS)へ申請する時点。

受入れに関する情報を必要最少限確認出来る受入れ形態・研究テーマ外国ユーザーリスト掲載

① 「人」に関するチェック (留学生の受け入れ、外国人研究者や留学生を受け入れる場合) 研究内容の把握をしておく必要があります。

申請日: 20XX年○月○日	申請者名: 安保 太郎 所属: ○○学部
受入れ形態・目的・内容	1. 外国人研究員 2. 外国人留学生 3. 海外からの訪問者
出身国・所属団体の名称	国名 所属 外国ユーザーリスト掲載 あり・なし



- ※1 規制対象の技術の提供または機器の操作が必要か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/リスト規制(技術・貨物)内容一覧を参照。また、キャッチオール規制16の項一覽を参照して、大量破壊兵器キャッチオール規制および通常兵器キャッチオール規制の両目に該当しているか確認して下さい。
- ※2 外国ユーザーリストに掲載されている組織か?
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/外国ユーザーリストを参照。

事前チェックの実施時期目安
① 国費留学生: 文科省から本学に打診があった時点、又は候補者を文科省に推薦する時点。
② 私費留学生: 入学試験の願書提出の時点。
③ JSPS外国人特別研究者の場合には、日本学術振興会(JSPS)へ申請する時点。

チェック項目に関する確認方法は全てHPに掲載

チェックフローは3種類準備(貨物の輸出、技術の提供

外国人研究者・留学生等の受入れの3区分)

判定結果(前頁①~③)に基づき、次のステップへ!



相談窓口による

チェックフローの確認～手続き方針決定

2. 輸出管理チェックフロー & 輸出等の手続

相談シートに記入(コミュニケーションとノウハウの蓄積)

ヒヤリング実施(相談窓口担当)

1. 判定に疑問がある場合
2. 特例の適用が不明の場合
3. 外国ユーザーリスト掲載

手続の要否の判定②

- ・相談のみ(チェックフロー提出)
- ・学内手続き(該非判定書等)申請
- ・経済産業省に相談等

* MTA(研究成果有体物管理)等が必要な場合は同時に対応依頼
 ◎逆のケースも(例:知財部門からの安保確認依頼)

③

各様式は安全保障輸出等管理室HPに掲載・ダウンロード出来る
 経済産業省のHPへのリンク(貨物・技術の合体マトリックス表等)

【様式ref-1】 安全保障輸出管理 相談シート 記入例

相談日時	20xx年 xx月 xx日		
相談受付(事務担当者)	氏名: 静岡 一樹	所属: xx学部/xxxxxx科	職名: 教授
相談者(担当教員)	氏名: 安部 太郎	所属: xxxxxチーム	職名: 主査
相談内容	xxxxx(アメリカ/xxxxx)で研究並に開発したxxxxxx装置をxxを展示したいのだが、外為手続は必要か? 査察当証明書も欲しい。		
提供する技術・貨物	xxxxxx装置		
提供相手先	*留学生・研究者等の場合 国名: _____	*機関等の場合 所属機関: _____ 機関名: xxxxx学会 所在地: アメリカ/xxxxxx州	
提供後の用途	学会での展示(添付プログラムを参照。) 契約書等※(打合せ資料などの具体的証拠(※1): _____)		
相談者本人の判断(あれば)	大学の顧問弁護士に相談済みなので問題ないと思う。(外為手続資料を添付します。)		
相談者の希望事項(あれば)	学会の開催日が近いので早急に手続をいたい。(開催日: xxxxx年xx月xx日～xx日)		
提供相手先の希望事項(あれば)			
その他	国名: アメリカ/xxxxxx州	ホロイ(非)非ホワイト国/国連武器禁輸国	
	提供機関: xxxxx学会	居住者・非居住者 リスト掲載(あり/なし)	
	提供貨物(本体の該当項目を記入): _____	規制項目: 2 項の (37)	
	提供技術(本体の該当項目を記入): _____	インフォーム要件 (あり/なし)	
		規制項目: 項の _____	
		規制技術名: _____	

対応日時	20xx年 xx月 xx日		
対応内容	<input checked="" type="checkbox"/> 輸出管理チェックフロー等の作成 <input checked="" type="checkbox"/> 本学の相談窓口(静岡: 研究協力 長谷川 産学連携)又は経済産業省に相談(※2) (相談内容: アメリカの学会での自作開発装置のxxを展示 査察当証明書の発行) <input type="checkbox"/> 国等: 査察とワシントン行い情報も取り戻すに同意する <input type="checkbox"/> 規制対象外であることが明らかであり、相談のみの対応 <input type="checkbox"/> その他()		

※1 契約書等※(打合せ資料等がある場合、別添としてください。)

【様式3】 安全保障輸出管理チェックリスト Ver.1
 (様式4) 取引票裏面 Word
 4. 海外発航前確認書 Word Word Word Word PDF

【参考資料】
 研究並に開発した安全保障輸出管理ガイドライン(要約版) PDF
 安全保障輸出に係る輸出管理ガイドライン(大学・研究機関向け)第三版 PDF
 輸出管理のA・大学・研究機関向け PDF
 リスト掲載(国別)内訳一覧
 リスト掲載(技術)内訳一覧
 キッチャール規制16の語一覧
 ホロイ(非)非ホワイト国/国連武器禁輸国
 安全保障輸出管理(経済産業省安全保障輸出管理HP)
 外国ユーザーリスト
 ①②: 「1」: 輸出管理(2から4までの欄) ・キッチャール規制(16の欄) 表中の「外国ユーザーリスト」を参照ください。
 ③④: 外国ユーザーリストは不定期に更新されますので、最新のリストを参照するようにしてください。

【安全保障輸出管理関連のホームページ紹介】
 経済産業省Export Controlホームページ
 経済産業省輸出管理ホームページ

【相談窓口】

名称	連絡先(電話番号)	メールアドレス
静岡地区 学術情報研究協力課 研究協力係	静岡キャンパス内線:4412	shizuka_kao@shizuoka.ac.jp
浜松地区 学術情報研究協力課 産学連携係	浜松キャンパス内線:1002	suzuki_kenta@shizuoka.ac.jp
留学生等の 受け入れについて	国際交流課	tsukui_kyo@shizuoka.ac.jp

安全保障輸出等管理室

はじめに

「我が国では、国際的な学術交流や産学連携の場における研究情報の提供等において、安全保障貿易に係る輸出管理に関する外国為替及び外国貿易法を遵守することが求められています。国際的な平和や安全の維持を妨げるおそれのある輸出や技術提供となるものを事前にチェックし、懸念のある行為を行わないこと、それは、輸出等の皆様と 皆様のご家族や友人が安心・安全に暮らすために、大学、日本、世界のために、一人一人の意識と行動によって成り立つ取組です。

当室では、このHP(ホームページ)掲載の内容のほか安全保障輸出管理に関する「フレット」教育と研究世界の平和と安全に貢献するための「別添」を別途準備しています。輸出管理制度の概要や大学での対応の注意、防衛情報等も掲載してあります。是非一度頂き、あなたのご研究が世界的なセキュリティホールにならないように各自で適切な管理をお願い致します。

* オークナー: 安全保障輸出等管理室 g_tokou@adp.shizuoka.ac.jp

最新情報・TOPICS

2018.05.02	外国ユーザーリストの改正について * 外国ユーザーリスト改正 ※リスト本体は下記参考資料より入手できます。
2017.12.06	輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました * 改正の概要
2017.10.02	安全保障貿易に係る輸出管理ガイドライン(大学・研究機関向け)が改訂されました * 改正(第三版)は参考資料に掲載してあります。
2017.08.09	外国ユーザーリストの改正について
2017.03.03	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案が閣議決定されました(罰則強化) * 改正の概要
2016.11.01	輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました * 改正の概要
2016.07.26	輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました * 改正の概要
2016.03.29	外国ユーザーリストの改正について
2016.01.22	外国ユーザーリストの改正について
2015.08.11	外為令及び輸出令の一部が改正されます。(10月1日施行) * 外為令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について * 改正内容は施工後下記参考資料に反映されます
2015.04.15	外国ユーザーリストの改正について
2015.04.01	静大TV: 大学における安全保障輸出管理「安全保障輸出管理と遵守の必要性」放送開始になりました。
2014.11.17	貨物・技術の該当判定に便利なツールが出来ました * 貨物・技術の合体マトリックス表 経済産業省HPより
2014.11.17	大学・研究機関向けQ&Aを掲載いたしました * 大学・研究機関向けQ&A 経済産業省HPより
2014.09.15	安全保障貿易管理関連法規の改正について * 政令等改正の概要
2014.09.10	安全保障貿易管理説明会開催のご案内 9.24(水)静岡地区、10.10(金)浜松地区 詳細⇒ Word

ダウンロード

1. 静岡大学安全保障輸出管理規則
2. 静岡大学安全保障輸出管理に係る是非判定及び取引審査等手続取扱要領
3. 各種様式

【様式1】
 「人」に関する輸出管理チェックフロー Word
 「物」に関する輸出管理チェックフロー Word
 「物」提供に関する輸出管理チェックフロー Word

【様式2】
 該非判定申請書 Word



学内手続き申請

2. 輸出管理チェックフロー & 輸出等の手続

(様式1)チェックフロー確認後、又は相談受け付け後、該当の場合→該非判定申請書等
 申請書(様式2~4)に記入し提出(相談窓口~安全保障輸出等管理室)
 結果通知書の起票~一次審査結果記入~二次審査結果記入~判定結果確認 * 安全保障輸出等管理室経由

(該非判定申請書)様式2

【別紙様式2】

該非判定申請書

申請日: 平成○○年 ○月 ○日	所属: ○○学部
申請者名: 安佐 太郎	
提供技術は輸出貨物の名称(型名、等級など)	
提供技術又は輸出貨物の仕様等	

1. 該非判定

輸出令別表第1、外為令別表の項目	該当の有無
1 ~ 15	1か所以上該当 すべて該当しない
16	する しない

- ★上の「1か所以上該当」に○を付けた場合、リスト規制に該当します。
- ★上の「16」のどちらかの「該当する」に○を付けた場合、キャッチオール規制の対象貨物に該当します。
- ★「該当する」に○印を付けた項については、
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/リスト規制(貨物)内容一覧
 - ・安全保障輸出等管理室のHPの参考資料/リスト規制(貨物)内容一覧
 を照会した上で、「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

2. 輸出貿易管理令の関連項目等と本件の仕様(性能)の対比表

輸出貿易管理令の関連項目と、本件の仕様(性能)との対比関係は、以下のとおりです。

輸出令別表第1、外為令別表	本件の仕様
項目	項目

注意事項

- 記述に当たっては、以下の事項を留意してください。
- ・輸出貿易管理令別表第1の関係項目が明確に分かるよう、該当部分を利用し、本件の仕様(性能)との対比を明らかにしてください。
- ・特に、該非判定に係る具体的な数値については、技術の有する範囲と基準の関係が分かるよう記載してください。
- ・本件の仕様(性能)などが部分から資料提供が困難な場合は、
- ・【別紙様式1】輸出管理チェックフローも併せて提出してください。

(安全保障輸出管理チェックシート)様式3

キャッチオール対応

(取引審査申請書)様式4

【別紙様式4】

取引審査票

申請日: 平成○○年 ○月 ○日	所属: ○○学部
申請者名: 安佐 太郎	
提供技術は輸出貨物の名称(型名、等級など)	
提供技術又は輸出貨物の仕様等	

【別紙様式3】

安全保障輸出管理チェックリスト

申請日: 平成○○年 ○月 ○日	所属: ○○学部
申請者名: 安佐 太郎	

1. 用語のリスト

2. 輸出貿易管理令別表第1の項目と本件の仕様(性能)の対比表

3. 輸出貿易管理令別表第1の項目と本件の仕様(性能)の対比表

4. 輸出貿易管理令別表第1の項目と本件の仕様(性能)の対比表

【様式ref-3】 該非判定結果通知書

一次審査担当者が起票 * 各キャンパス窓口担当者

ヒヤリング内容を基に項目別対比表等を使い結果を記入

二次審査は各責任部門「物」「情報」「人」の担当者が一次審査の内容を確認、追加審査を実施の上、判定・決裁

一次・二次審査の結果について、統括責任者に報告・決裁

判定結果を申請者へ通知



該非判定(取引審査)～結果通知

2. 輸出管理チェックフロー &輸出等の手続

具体的作業の流れは、「該非判定及び取引審査等**手続取扱要項**」に則って行う！

- ①チェックフローの確認
 - ②相談シート作成
 - ③該非判定申請書
 - ④取引審査票 * 安全保障輸出管理チェックシート
1. 一次審査 2. 二次審査 3. 最終確認 4. 結果通知

1. 審査・判定をした内容を通知書の項目に沿って記入、安全保障輸出等管理室へ
 2. 一次審査の認否、追加確認、審査結果を記入 輸出管理責任者の検印・署名
 3. 輸出管理統括責任者へ 内容報告～最終判定
- * キャッチオール対応が必要な場合は取引審査票の起票(明らかガイドライン)安全保障輸出管理チェックシートの提出を同時)を依頼し～取引審査結果通知書を通じて(1～3)同様の対応を再度行う(但し、当初より取引審査の必要が明確な場合は同時に進める)

該非判定書のメーカーへの依頼(請求)

- ①担当窓口へ目的を伝え入手(要再チェック) ②試薬等はMSDS:成分分析票 ③米国製品はECCN確認
- 最終的には大学で判定(証拠を残す)**

* メーカーが外国企業の場合等、国内販売代理店等是对応しない、購入時に条件として依頼する



非該当証明(書)発行・通関対応

2. 輸出管理チェックフロー & 輸出等の手続

1. ハンドキャリーの場合の税関対応

2. 国際宅配便対応

3. ATAカルネでの対応

4. 税関との連携(税関相談員制度)
* HSコードの記入で通関がスムーズ
* 税関でチェックされ易い貨物 注9

5. 国によっては持ち込みの厳しい国もあるため事前打合せ実施(税関、JETORO 注10 等確認)
* 輸出入託送品申告書様式C-5340号

該当の場合: 輸出許可申請手続き

1. 経済産業省(経済産業局)の担当者と確認を取りながら進める(丁寧に説明してくれる:申請前の事前確認等)
* 申請書記入要領等

非該当の場合の通知

税関長 殿

非該当証明
今回輸出いたします下記に示された下記品目
管理令別表第1の項の1から15まで、及び別
また、一切軍用に使用するものではありません。

品名:

最終納入先:

用途: 大学で研究用に作製された試料を研究

平成 年 月 日

【様式ref-5】 輸出許可等非該当証明書

署名: 学長印

学長名:

住所: 静岡県静岡市駿河区大谷836
連絡先: 054-237-1111

所属:	輸出担当者(教員)宛
輸出者名:	
提供技術又は輸出貨物の名称 (型名、等級など)	一般的な固有名詞で
提供技術又は輸出貨物の仕様等	判定根拠となるスペック等を記入

記

当該製品は輸出貿易管理令別表第1の1項から15項にかかる該当貨物ではありません。
なお、輸出貿易管理令別表第1の16項には該当しております。
* 該非判定結果は本書発行時点の最新の政省令等改正に基づき確認をしています。

以上

別2貨物、米国法対応については必要に応じて追記する

税関長宛も別途準備: HSコード確認記入



研究室毎チェックシート作成

手続き・審査の履歴(相談受付表)との連動により、スピーディーな対応と適格な審査の実施(担当者の業務負担が減少、自信と安心感につながる)が可能になる(必要な3つの資料としても)

研究室・安全保障輸出管理確認シート				2017年 10月 1日
研究室	責任教員	准教授	所属教員	(所属) 部局・専攻
(研究テーマ) 核エネルギーシステムの化学への放射体の化学(トリウム、放射化学、表面分析化学)				学部理学領域 - 放射科学系列

濃淡管理のベース資料として
リスク度チェック資料として 教育・研修履歴として

輸出等手続き実績 ※公表済表面	設備・保存場所(数量) ※価格(参考)	研究業績(著書/論文/学会・研究発表)	共同・受託研究(共同研究先機関)
1 2015.04.16 外国人研究者(大学院生等)の受入れ:中国・1 西南物理研究院 2等離子体物理研究所 受入れに当たっての安全保障輸出管理上の確認	1 1. X線光電子分光装置 2. トリウム昇温脱膜(TDS)装置 3. 電子顕微鏡 4. 電子スピン共振装置 :全て公知の装置コメント 放射線管理区域外 2 電子顕微鏡(ナノ構造材料の発見と構造解析)・倍率ではなく分解能が高い 高電圧高圧電鏡、真空ポンプ 価格は数百万円~数億円 *浜松キャンパス 共同用機器センター	1 タングステン材料中におけるトリウムダイナミクス 2 Development of R.D.T simultaneous TDS measurement system and R.D.T retention behavior for RT eas. exposed tungsten installed in LHD. alsma.com/ein 3 半導体薄膜、酸化チタン(TiO2)	[1] 国際共同研究 照射トリウム効果 分担(2007年4月) [2] 国際共同研究 固体・液体・動解におけるトリウム挙動の解明 代表(2005年4月~2011年3月)

1. 研究テーマ
2. 保有設備・機器
3. 共同研究・受託研究先
4. 所属
5. 在籍研究員、留学生等
6. 所属学会
7. 輸出管理手続き実績

電子物質科学科	リスク度	教育	研究テーマ	輸出	提供	受入れ	海外渡航
教授	B	ア					
教授	B	ア	熱電物性				
教授	A	ア	CNT(カーボンナノチューブ)	○	○		○
教授	C						○
教授	B	新	ナノエレクトロニクス			○	○
教授	B	ア	材料・ナノテクノロジー				○
教授	B	新	電気・伝導 磁性		○		○
教授	C	ア					○
教授	B		色素増感太陽電池		○	○	○
教授	B		ソルゲル珪ケミカルプロセス				○
教授	B	新	エネルギー関連材料				
教授	A	ア	半導体の構造的評価	○	○	○	○
教授	B	ア	光強度分布 位相回復				
教授	C						○
教授	A	ア	熱電交換材料 結晶成長	○	○	○	○
教授	B		ナノビジョンサイエンス	○			○
教授	B	新	非鉛系圧電材料の開発			○	○
教授	C						
教授	B		レーザー加工 フォトニック結晶		○		○
教授	B		ナノマイクロシステム				○
教授	B		色素増感太陽電池の応用化		○		○

研究室毎チェックシートによるノウハウの蓄積で審査の精度アップをはかる

1. 個人毎
2. 学部・学科毎
3. 研究対象毎
4. 輸出区分等

ソート区分を工夫



安全保障輸出管理並びに輸出管理手続きに関するアンケート

アンケートの趣旨を冒頭で明確に伝える
10分程度で出来ること(質問数は15〜20位)
「はい」「いいえ」の選択式
法令の基本と輸出管理手続に関して確認する

安全保障輸出管理並びに輸出管理手続きに関するアンケート

本アンケートは、安全保障輸出等管理室の活動をより実効性の高いものとしていくことと、種々ご依頼をしております申請手続等の簡素化をはかるために実施させて頂いております。質問事項は15問、所用時間は10分程度です。
お忙しいところ、お手数をお掛けしますが、宜しくご対応の程お願い致します。尚、ご返信は2月10日(金)までをお願い致します。

ご記入者
所属： _____ 氏名： _____

以下の設問に対して「はい」または「いいえ」でお答え下さい。回答欄の□をクリックして頂くと✓が入ります。

【安全保障輸出管理全般】

1. 研究試料や開発試作品、機材または検査装置等を海外の共同研究先等に送った(輸出した)ことは有りますか？

<input type="checkbox"/>	はい
<input type="checkbox"/>	いいえ

2. 1に関連する貨物をハンドキャリー(機内持ち込み貨物等)で海外に持ち出(輸出)したことは有りますか？

<input type="checkbox"/>	はい
<input type="checkbox"/>	いいえ

3. 外為法(外国為替及び外国貿易法)では、海外への貨物の輸出や技術の提供を行う場合、事前に輸出規制に該当するか否かを確認し、該当する場合には原則的に経済産業大臣の許可が必要であることをご存知でしたか？

<input type="checkbox"/>	はい
<input type="checkbox"/>	いいえ

4. 3に関連して、それぞれ(貨物の輸出、技術の提供)に許可例外があり、例えば、海外での学会や国際会議での発表、又は国際雑誌へ投稿をする場合に不特定多数の者が参加又は閲覧できるものであれば、手続き(許可申請等)が不要であることをご存知でしたか？

<input type="checkbox"/>	はい
<input type="checkbox"/>	いいえ

発信は学長、研究理事(輸出管理統括責任者)、学部長等から

返信結果を(同上者)に報告する(重要)
定期的実施(毎年、隔年、3年毎)
* 毎年実施の必要はない

返信内容のフォローを行なう
* パンフレット送付、訪問による説明: 要不要を記入してもらう

内容を分析することで、濃淡管理の一環にもつながる

監査タイプの一つとして有効





新任教員研修

輸出管理の申請手続き等を説明するのにもっとも適している。他にも職員対象の説明会等、教職員対応の年間スケジュールに組み込まれたものを活用する。受講者をリストに掲載、教育履歴として活用





小冊子(パンフレット)の活用

手軽(B5版)に取り扱い出来て
内容も必要最小限で分かり易く
コストをおさえ、改訂の手間も少ない

このような場合は規制対象になる可能性があります!

- 1. 海外への技術提供について**
日本国内で、海外の大学から出張で来た教授と技術に関する情報を交換を行う。電話やメールで他国の教授と技術に関する情報交換を行う。CDやUSBにプログラムやソフトウェアを入れて海外へ送る。
- 2. 研究技術の公開について**
技術情報をインターネットの会員制ウェブサイトで公開する。
・不特定多数が閲覧できるウェブサイトの場合は「規制対象外」。
- 3. 貨物の輸出について**
海外の大学へサンプルを送る。海外出張に小口の貨物や技術資料を送る。
- 4. 外国人研究員の受入れについて**
海外の企業Aと共同研究契約を結び、企業Aの研究員を研究室に招き技術研修を行う。
- 5. 海外からの訪問者の施設見学等**
出張で日本に訪れた海外顧客に、研究施設を案内する。
- 6. 海外で開催される展示会等**
海外で開催された展示会へ出品物を送る。

安全保障貿易に係る輸出管理ハンドブック
～静岡大学の安全保障輸出管理体制について～

**教育と研究を
世界の平和と
安全に役立てる
ために**

大学における
安全保障輸出管理

静岡大学

「物」を「危険な者」に渡さない!

実際に違反行為を行った関係者のみならず、法人自体も対象となるに加え、教職員や他の教職員及び大学全体に影響を及ぼすや技術提供、留学生の受入れ等に少しでも疑いがある場合は、一律に御連絡下さい。(相談窓口は冊子裏面をご覧ください。)



国立大学法人 静岡大学
安全保障輸出等管理室

第13版

安全保障輸出管理に関するホームページ
URL: <http://www.shizuoka.ac.jp/inneronly/anpositu/index.html>

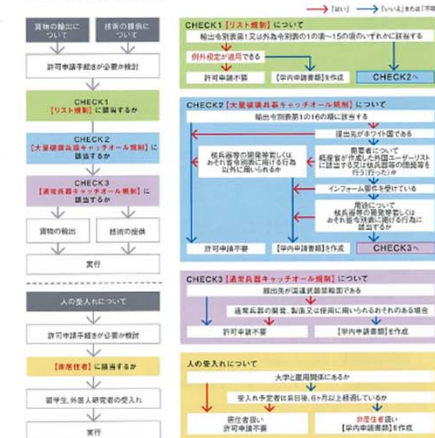
目次

- 安全保障貿易管理の必要性..... 1
- 我が国の安全保障貿易管理制度概要..... 2
- 違反に対する罰則..... 3
- 大学で発生する「輸出」と「技術提供」..... 4・5
- 申請手続きの方法..... 6
- 輸出許可申請の流れ..... 7
- 申請手続きの事前確認「輸出管理チェックフロー」..... 8・9
- 規制対象の貨物・技術の調べ方..... 10・11
- リスト規制とは?..... 12
- キャッチオール規制とは?..... 13
- 問い合わせ先等..... 14

規制対象の貨物・技術の調べ方

研究機器等の仕様や技術情報について、最も精通しているのは輸出しようとする研究(輸出)者自身であり、まずは自分で一次的な「該当判定」を行うことが重要です。

判定方法については経済産業省安全保障貿易管理のホームページ「貨物・技術のマトリックス表」(安全保障輸出等管理室のHPにリンクがあります)で確認出来ます。もし判断に迷う場合や不明な点等があれば「安全保障輸出等管理室相談窓口」にご相談ください。(注意:特に「例外規定の適用」の判断には十分注意してください。)



メンテに時間を要するものは
ダメ(大事なポイント)
継続運用を考えて作成する
* HPとの連動なども検討!



学内の情報提供メディアの活用！

コストをかけずに対応
が可能

学生を使って親近感を
もってもらう(質問形式)

学内にあるTVモニター
48箇所(学生食堂や
学部の共有スペース)

各学部から教員向け
に連絡・配信

動画の効果大きい
(Q&A方式も)

経済産業省製作の教材
(Eラーニング)ができた
是非そちらの活用も！

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html#e-ラーニング>

静岡大学テレビジョン クラウド・ユニヴァーサルデザイン
Shizuoka University Television, Multilingual Broadcasting, Cloud, Crowd & Universal Design

このサイトについて 掲載ガイドライン

大学から > 安全保障輸出管理室

大学における安全保障輸出管理“安全保障輸出管理制度と遵守の必要性” 静岡大学

一覧表並び替え 登録(新)

大学における安全保障輸出管理“安全保障輸出管理制度と遵守の必要性” 静岡大学



直近のテーマに則って追加バージョン製作例)法令改正・罰則強化

字幕付き番組を各国語に自動翻訳するには、動画再生中にプレイヤー下部の  をクリックしてください。詳しくは[こちらのページ](#)にて。
How to translate the caption: Please click  at the bottom of the player.
[Click here](#) for more information.

再生回数 83 回
動画登録日 2015-04-01

動画投稿者コメント
静岡大学の動画が盛りだくさん！
静大TV <http://sutv.shizuoka.ac.jp/>

<http://v.sutv.shizuoka.ac.jp/anpo>

このサイトについて 問い合わせ・ご意見フォーム
Copyright© Shizuoka University All rights reserved. Presented by 静岡大学 情報基盤センター アクセス数 : 00360582



安全保障輸出等管理室のHPの充実

1. 安全保障輸出管理上の手続きに関する情報は全て掲載
(各種申請・手続き様式)
2. 法令・政省令改正、外国ユーザーリスト改訂等輸出管理上の必要情報をアップデートして掲載
3. 教育に関する情報の発信も、このページ(HP)を利用 * 但し、必要最小限
4. 全ツールや対応メール等にもHPを紹介するコメントを入れる。パンフレット等との内容の連動も有効。
* メールアドレスの下にHPのURL

教員の皆さんは理解が早い。どこに何があるかわかれば対応は必至

2016.01.22	外国ユーザーリストの改正について
2015.08.11	外為令及び輸出令の一部が改正されます。(10月1日施行) * 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について ※改正内容は施工後は下記参考資料に反映されます
2015.04.15	外国ユーザーリストの改正について
2015.04.01	盛大TV: 大学における安全保障輸出管理「安全保障輸出管理制度と遵守の必要性」放送開始になりました。
2014.11.17	貨物・技術の該当判定に便利なツールが出来ました * 貨物・技術の自在マトリクス表 経済産業省HPより
2014.11.17	大学・研究機関向けQ&Aを掲載いたしました * 大学・研究機関向けQ&A 経済産業省HPより
2014.09.15	安全保障貿易管理関連法規の改正について * 政省令等改正の概要
2014.09.10	安全保障貿易管理説明会開催のご案内 9.24(水)静岡地区、 10.10(金)浜松地区 詳細⇒ Word

ダウンロード

1. 静岡大学安全保障輸出管理規則
2. 静岡大学安全保障輸出管理に係る該当判定及び取引審査等手続き要項
3. 各種様式
【様式1】
「人」に関する輸出管理チェックフロー Word
「物」に関する輸出管理チェックフロー Word
「情報」提供に関する輸出管理チェックフロー Word
【様式2】
該当判定申請書 Word
該当判定申請書(人) Word
【様式3】 安全保障輸出管理チェックリスト Word
【様式4】 取引審査票 Word
4. 海外渡航事前確認書 ■Word版 Word ■PDF版 PDF

但し、内容は必要最少限で良い
* 手続き促進のため!

参考資料

- 研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン(要約版) PDF
- 安全保障貿易に係る機密技術管理ガイドライン(大学・研究機関用) 第三版 PDF
- 輸出管理Q&A 大学・研究機関向け PDF

リスト規制(貨物) 内覧一覧
リスト規制(技術) 内覧一覧
キャッチオール規制16の項一覧
ホワイト国・関連武器禁輸国(経済産業省安全保障貿易管理のHP)
外国ユーザーリスト
※注2: 「1.大量破壊兵器(2から4までの項)・キャッチオール規制(16の項)関係」表中の「外国ユーザーリスト」をご参照ください。
※注3: 外国ユーザーリストは不定期に更新されますので、常に最新のリストを参照するようにしてください。

安全保障輸出管理関連のホームページ紹介

- 経済産業省Export Controlホームページ
- CISTECホームページ



現状の課題

これまで業務を推進して行く中で大きなトラブルとなる事案・事象は発生していない。また、教育・啓発活動や相談対応により教職員の皆さんの輸出管理認識は着実に向上していると感じられる。但し、そうした中でも現状を再確認してみると幾つかの課題が抽出出来る

1. 輸出管理手続き業務全般 →申請・手続き業務の形骸化への対応(実効性の確保)
2. 留学生等の受入れ管理に関して:中間・出口管理の手法確立(誓約書の取得)
(受入れ～終了・帰国までの一環管理:管理シート等の作成、提出条件等の設定)
(短期の研究者等の受入れに関する規定の明確化)
3. 輸出者等遵守規準の再確認～徹底
 - ①監査→実施計画の立案(ステップアップを目指す)
 - ②教育→外国人研究者・留学生等への中間・出口管理上の説明
外国人研究者(教員)に対する対応
 - ③文書管理→増加するデータの保管・管理手法の確立(システム化も視野に)
 - ④貨物の輸出に関して:出荷管理の手法の検討(部局事務担当者との連携強化)
4. 安全保障輸出管理を取りまく環境変化 注11 への対応
5. 地域(静岡地区)のネットワークでの活動への積極的関与



3. 大学における輸出管理 ここがポイント！





意識 大学を守る、教員を守る、世界の平和を守る

業務を理解して頂く、支援させてもらう、分からないことを一緒に確認する

ポリシー 輸出管理は手続き遂行の実務

スキル＝情報(ネットワーク) と コミュニケーション



企業では輸出管理は組織で管理

該非判定は課・グループで対応、顧客審査や教育担当、法務担当を別途配置

大学では、およそ個人(ごく少人数)で対応

そのためには、**熱意**を持って

他の人(大学)が何をしているのかを知る、そして出来ることからTRYする！



管理レベル(リスク度)の認識！

大学における輸出管理ここがポイント

想定されるリスクを正しく理解・認識した輸出管理体制

管理項目・管理対象の明確化 注12

外国人研究者・留学生の受け入れ、外国人等の施設見学、大学間等の学術交流協定締結、研究成果物や実験機器等の輸出、教員の海外出張(国際会議・学会への参加、海外での技術指導・支援、共同研究、受託研究等)

(客観的要因)

・機微度の高い研究 ・取引(研究相手)先の要件 ・教員の輸出管理意識

管理対象となる機関・団体(国・地域)

外国ユーザーリスト掲載機関(大学研究機関含む)、懸念国・国連武器禁輸国、非ホワイト国(中国軍事四証等)

例)学部毎のリスク度指針



並び順は参考であり、学部毎に対象科目や研究内容においてリスク度は変わる

取り組みを始める大学:導入の基本3要素である①トップへの説明 ②体制構築 ③全学への周知・説明
輸出管理レベルの実態が把握出来ていない中では活動の推進は難しい。又、運用を開始した後
上手いかないところは管理の度合いに差が生じている可能性が高い

リスクを正しく評価し どこまでやる必要があるかを関係者が理解

トップダウンによって、全職員に徹底する



懸念要素の有無の判断(センス?を磨く)

大学における輸出管理ここがポイント

安全保障輸出管理視点と機微度の理解

大学においては、通常取引(活動)の範囲では懸念のあるものは極々僅か

対象となる技術や貨物は溢れている

その範囲の広さに加え高い専門性から、外為法の規制に抵触するか否かの判断が大変に難しい

⇒きちんとした手続きフローの中で適確に判定作業が行なわれなくてはならない

輸出管理の本質は、必要最小限の管理と調整! 注13

⇒必要なのは、輸出等が顕在化した段階で懸念の有無を見極められる能力

1. 日々の活動の積み重ねとノウハウの蓄積

→輸出管理相談受付表

2. 誰がどのような研究をして、どんな設備・機器を使用しているのか? どのような人達(研究員・留学生)が
どんな研究をしているのか? その技術は自国でどのように活用されるのか等の視点で整理してみる

→研究室毎チェックリスト、安全保障輸出管理に関するアンケート



輸出管理担当者としての視点を身につける



(教員・研究員への教育、啓蒙 その1)

- 教員の皆さん ①必要な情報がどこにあるか ②何を見れば分かるか
③どこに確認すれば良いか伝えられることが大事

⇔ 外為法の教育・啓蒙との混同

- ・説明会やセミナーの実施効果？
 - ・相談を受けるスタンスの確立
 - ・何を どこに 誰に 確認すれば良いか把握出来ているか
- ①HPで説明 ②パンフレットの活用 ③経産省のHP(英語版、Eラーニング) 等々

(教員以外への教育、啓蒙 その2)

→ 職員の皆さん

- ①部局の総務担当者とのネットワーク
- ②学務・入試部門や各部局事務担当者(調達部門等)や研究室の担当事務員の協力が必須(対象の説明会等実施)
- ・負担を感じない与えないための準備(輸出管理対応マニュアル等の作成)
- ・入手した情報を共有化するスタンス(メーリングリスト等)
 - * 外国ユーザーリストの改訂情報等

教員だけではなく関連する全てのセクションで実施(個別対応が効果的)する



教育の目的(の一つ)は手続き遺漏の根絶！

4. まとめ、結びに！



大学における輸出管理の本格的な取り組みが始まって（輸出者等遵守基準制定：2010年）約8年が経過したが、ここへ来て（特にここ2～3年で）その様相は著しく変化している。

背景には、安全保障を取り巻く環境の変化、当局による積極的な取り組み・支援活動と先進的な大学の活動がある。

然しながら、個々の大学では様々な課題があり苦慮しているところも多い。

一つには企業と違い大学では、継続的な運用を行なうことが難しい土壌があるため。

この稿（セミナー）では大学特有の課題に如何に対応するかについて、その対処となるだろう活動（考え方等）を紹介させて頂いた。

各校それぞれの台所事情を鑑み、それらを十分に検討の上、活動方針を決定して頂きたい。

安全保障輸出管理は自主管理が基本。本日のご説明が皆様の活動の一助になれば幸いである。

皆で協力・支援しあい、厳格な輸出管理の実践を目指しましょう！



ご静聴ありがとうございました。

経済産業省 安全保障輸出管理アドバイザー

国立大学法人 静岡大学

安全保障輸出等管理室

古澤 敏雄

e-mail: furusawa.toshio@shizuoka.ac.jp





(脚注)

- 注1 : 大学等の研究機関への通知・依頼 別紙1
注2 : 学術交流協定締結時の安全保障輸出管理上の確認 参考1
注3 : 外務省からの照会文書 参考2
注4 : 特定多数の確認方法 国際会議や学会のインターネット等の案内ページの中にキーワードを見つける 例)①学者、科学者、技術者、学生など広く参加者を募集している②学会の非会員でも登録をして参加が出来る③更に事前登録だけでなく、当日、席の空き状況によっては受け付ける 等の表記を確認する(Registrationのチェックも有効)
注5 : 役務取引の特例の一つ(詳細は貿易外省令第9条第2項第十号: 特定の製品の設計又は製造を目的としないとする)
注6 : Q&A・大学・研究機関向け(経済産業省:平成26年11月)のQ11に学会で発表した際の質疑・応答の内容も貿易外省令第9条第2項第九号の適用は可能か (A11)当該学会での質疑・応答の内容については、公知とするために発表した技術の範囲内であれば、同様に貿易外省令第9条第2項第九号の特例の対象と考えられると明記
注7 : 税関相談員制度 税関HP～輸出入手続～カスタムアンサー(税関手続FAQ)～9301税関相談官の問合わせ先一覧
注8 : 貨物、技術の例外規定 貨物は少額特例、無償告示 技術は公知の技術、基礎科学分野の研究活動等
注9 : 税関でチェックされやすい貨物例 ①化学品、②試料等 事前にMSDS(成分分析表)を準備 * 反対に機械物は比較的説明がし易い
注10: JETRO(HP:国・地域別に見る→各国の輸出入制度の紹介)
注11: 安全保障輸出管理を取り巻く研究環境 ①バイオセキュリティー②カルタヘナ法、名古屋議定書など遺伝子組換えに関するもの③防衛省や国防総省(米国)からの研究助成④サイバーセキュリティー 等々幅広くなっている
注12: 大学における輸出例: 経済産業省リーフレット「先生!! ちょっと待ってください!」に詳細
注13: 外為法第1章第一条 対外取引に対し————により、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し————

(参考文献)

中国ビジネスに潜む軍事転用・拡散リスク—狙われる日本のハイテク民生技術—一般財団法人 安全保障貿易情報センター
図説: 軍事転用可能な民生品大量破壊兵器関連品目編 一般財団法人 安全保障貿易情報センター
CISTEC Journal 2017.3 No.168 視点—安全保障輸出管理の基本認識は共有されているか—
国際テロリズム要覧 2017 公安調査庁



大学等の研究機関への通知・依頼／関係法令の改正

平成27年7月

文部科学省「大学等における安全保障貿易管理のための体制、意識啓発等に着いて」

平成22年6月

文部科学省「外国人留学生の在籍管理等について」通知

平成21年11月

文部科学省4局長連名通達「大学及び公的研究機関における輸出管理について」

平成21年7月

文部科学省「北朝鮮籍を有する研究者及び学生との交流に関する不拡散上の留意点について」依頼

平成20年12月

文部科学省「国連安保理決議第1803号の履行について」依頼

平成19年6月

文部科学省「国連安保理決議第1747号の履行について」依頼

平成19年4月

文部科学省「イラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について」依頼

平成18年3月

文部科学省「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」

平成17年4月 平成18年3月

経済産業省「大学等における輸出管理の強化について」

改正外為法(平成21年11月施行)及び輸出者等遵守基準(平成22年4月施行)

外為法改正・罰則の強化等(平成29年10月施行)



参考 1

学術交流協定締結時の安全保障輸出管理上の懸念事項の確認(調査)

拡大する国際交流活動(締結・更新 25件/年平均:2015年~)に対する積極的な活動支援として
 安全保障輸出管理対応の浸透と意識付け
 輸出管理部門としても留学生等の受入れ状況が事前と把握
 国際関係部門との連携(コミュニケーション)強化

安全保障輸出管理項目設定(通常業務での展開例)*

確認方法

2018年 月 日

大学間・(部局間)交流協定締結(更新)にあたっての確認事項

相手先名称:国名: 大学名:

各案件において

1. 下記項目毎の調査を行い
2. 担当者に連絡する(可否の返答をする)
3. 安買統括責任者(輸出管理室長決裁後)には定例報告を行う。

調査事項

①具体的活動内容の確認 *入手資料、HP等による概要確認

②懸念される項目の洗い出し
 *モノの確認(交流活動内容)*人の確認(交流相手、対象母体、教員・留学生等)*協定締結後の活動の中身
 *外国ユーザーリスト、チェイサー情報、DPLリスト

③安買審査に関しての具体的なチェックポイント、結論に至った背景の説明

取引審査(顧客審査)
 *客観要件の確認

用途:研究目的、研究の成果物(技術)が大量破壊兵器等の開発等に使用されること、懸念があること

需要者:下記に関連する場合は要確認

- ・懸念国(イラン・イラク・北朝鮮)
- ・外国ユーザーリスト掲載国
(アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、香港) *企業・団体等詳細は別途公表リストにて
- ・国連武器輸出禁輸国
(アフガニスタン、イラク、エリトリア、北朝鮮、コンゴ共和国、スーダン、ソマリア、中央アフリカ、リビア、レバノン)

その他:軍関係の関与

2014.04.18	中国	中国科学院生態地理研究所・更新申請
2014.06.13	インドネシア	マチュン大学 光合成色素研究センター
2014.07.07	インドネシア	BPPT(インドネシア技術評価応用庁) エネルギー部
2014.07.08	カナダ	ビクトリア大学 工学部機械工学科
2014.08.21	インドネシア	ボゴール農科大学 林業学部
2014.09.05	フランス	リヨン第三大学
2014.10.06	ベトナム	ハノイ国家大学
2014.12.03	中国	天津農学校 天津農学院園藝林学院(学部)
2015.01.09	中国	西南物理研究院 理学研究所
2015.02.05	中国科学院	プラズマ物理研究所
2015.02.06	インドネシア	インドネシア教育大学
2015.02.09	バンラジヤン	工学部物理学科
2015.02.16	タイ	キンモンクット工科大学
2015.02.19	タイ	チェンマイ大学
2015.03.26	ルーマニア	ヤン農業科学獣医学大学 獣医学部
2015.04.08	インドネシア	大学
2015.05.27	韓国	延世大学 情報システムセンター
2015.05.29	ドイツ	カールスルーエ工科大学
2015.06.19	米国	カフォルニア工科大学工学 応用科学技術部門
2015.06.25	リトアニア	カウナス工科大学
2015.06.29	スペイン	マドリッド・コンプルテンセ大学 文学部
2015.07.02	香港	香港科技大学 理学院
2015.07.07	ベトナム	フエ大学
2015.08.12	マレーシア	アトラ大学
2015.08.25	マレーシア	テラズ大学
2015.08.25	マレーシア	工科大学
2015.08.25	台湾	国立中央大学 工学部
2015.09.30	フランス	ロレス大学
2015.10.16	ハンガリー	ブダペスト工科大学
2015.10.27	米国	ネブラスカ大学オマハ校
2015.11.09	インドネシア	Rajshah大学 コンピュータサイエンス&エンジニアリング
2016.01.08	中国	浙江工科大学

外国ユーザーリスト
掲載大学は無し

平成 年 月 日

大学間交流協定締結申請書

大学長 殿

(責任部局の長) 研究科長

締結する協定の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 大学間協定 <input type="checkbox"/> 部局間協定
協定の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 協定書 <input checked="" type="checkbox"/> 覚書 <input type="checkbox"/> その他() 主な内容(学術交流に関する協定、学生交流に関する覚書)
責任部局における担当教員	(主) 部局名: 研究科 職: 教授 氏名: () 連絡先(電話:) (副) 部局名: 学研究科 職: 教授 氏名: () 連絡先(電話:)
関係部局における担当教員	<input type="checkbox"/> 部局名: 学研究科 職: 教授 氏名: () 連絡先(電話:) <input type="checkbox"/> 部局名: 学研究科 職: 教授 氏名: () 連絡先(電話:)
責任・関係部局における承認年月日及び会議等の名称	【責任部局】 平成 年 月 日 / 会議等の名称: 学研究科 教授会 【関係部局】 平成 年 月 未定 / 会議等の名称: 学研究科 教授会
相手方機関	国名: 機関名: 大学 設置形態: 国立 HPのURL: http://www.
相手方機関担当教員と連絡先	氏名: 部局名: 職: 連絡先(住所: 電話:) 氏名: 部局名: 職: 連絡先(住所: 電話: E-mail:)
相手方機関の概要(設立、特色、学部・研究所・構成、教職員・学生数等)	・ 創立: 1964年 ・ 北部タイにおける最初の高等教育機関として設立 ・ 医学、社会科学、理学から始まり、現在は20学部1カレッジを有する 安全保障輸出管理 安全保障輸出管理室による調査日 2018年7月30日
(別紙*1により確認する)	懸念の事項 あり・なし ※3
	*安全保障輸出管理上の懸念事項ありの場合 <input type="checkbox"/> 安全保障輸出管理上の懸念事項の概要 <input type="checkbox"/> その他()

※1 大学間協定の場合のみ
 ※2 静岡大学安全保障輸出管理規則、及び静岡大学安全保障輸出管理に係る該非判定及び取引審査等手続取扱要項
 ※3 責任部局・担当教員が、安全保障輸出管理室に相談・報告し、調査を依頼する。結果として「懸念事項あり」と判断される場合には、該協定の「安全保障貿易管理上の懸念事項の概要」を説明する資料を提出すること。
 ○ 記入欄の拡大・別紙添付可



静岡大学国際交流課 御中

(担当教員の場合も)

外務省 不拡散・科学原子力課

当課では文部科学省と連携して、国費外国人留学生に関して大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイル等)の拡散防止の観点から確認を行っております。

国費外国人留学生受け入れの判断に際しては、大量破壊兵器等の開発等に資する技術の提供等が行われないことを確認するよう文部科学省から各大学にお願いしているところではございますが、下記の貴校推薦者について、当課においても念のため確認を行いたく――

(〇 〇〇)氏(国籍)

受け入れ予定研究科:自然科学系教育部/————— 教授

1) 今回、上記推薦者の受け入れを判断するにあたり、外国為替及び外国貿易法(外為法)に抵触するか否かについて貴校の輸出管理部門の確認を受けられましたでしょうか。

2) 輸出管理部門による確認を受けられた場合は、該非判定書(外為法に抵触しないかチェックした書類)等、受け入れ判断の材料となる文書が作成されたかと思いますが、上記推薦者について当該文書を送付いただくことは可能でしょうか。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、〇月〇日(〇)までにご回答いただければ幸いです。

ご不明の点がございましたらご教示ください。 * 期限は3日間程度

日付

外国人留学生受入れに関する

安全保障輸出管理上の該非確認

氏名 :〇〇〇 〇〇

出身国 :中華人民共和国(非ホワイト国)

出身大学(団体)等:〇〇 〇〇研究所

(外国ユーザーリスト掲載なし)

受入れ先:自然科学系教育部(指導教員 ―————)

研究概要:研究予定内容を記入

判定結果:1. 外国ユーザーリスト掲載の有無の確認

2. 掲載の場合は懸念区分と研究テーマ等の同一性の確認

3. 研究目的と研究予定内容に齟齬がないか

4. 研究目的が平和利用であることが明確か

* 提出書類(CV含む)や面談を通じて確認したことを記載

判定結果:非該当(懸念なし)、承認 等を記載

条件付承認・・・在籍中の中間管理並びに帰国(一次帰国含む)時に必要に応じて安全保障輸出管理上の手続きを徹底すること。

本人への安全保障輸出管理に関する教育・指導を実施すること。

提出書類:「人」に関する輸出管理チェックフロー(様式)、安全保障輸出管理チェックリスト(様式3)、受入れ予定留学生の履歴や研究概要の記載された書類

輸出管理担当部門 署名

